

## 宇部市新庁舎 2 期棟のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 宇部市新庁舎 2 期棟の建設にあたり、中心市街地の状況の変化、新型コロナウイルス感染拡大など社会情勢の変化を踏まえた上で、2 期棟の機能など、今後のあり方について検討するため、宇部市新庁舎 2 期棟のあり方検討委員会（以下「委員会という。」）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 新庁舎 2 期棟の機能や活用方法、規模についての評価及び検討
- (2) その他、新庁舎 2 期棟のあり方に関し、必要と認められる事項

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、9 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・民間企業から推薦を受けた者

3 委員の任期は、委嘱の日から 2 期棟のあり方についての方針を決定したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、会議に出席させて意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は宇部市都市整備部新庁舎建設課が担当する。

(その他)

第 7 条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。

宇部市新庁舎2期棟のあり方検討委員会委員名簿

	所属等	役職	氏名	選考の考え方
1	宇部商工会議所	会頭	すぎした ひでゆき 杉下 秀幸	地域経済団体
2	宇部新天町名店街協同組合	理事長	くまがい みつゆき 熊谷 満之	地元商店街
3	宇部市常盤通り振興会	会長	みやざき たけし 宮崎 毅	地域振興会
4	(株)宇部日報社	代表取締役 社長	わき かずや 脇 和也	地域メディア
5	(一社)宇部観光コンベンション協会	理事	しのざわ ともたか 篠澤 朝孝	観光協会
6	NPO法人 うべネットワーク	理事	やまだ せつこ 山田 節子	市民活動支援団体
7	NPO法人 防災ネットワークうべ	理事長	みうら ふきのり 三浦 房紀	有識者(防災)
8	山口大学教育学部	准教授	にしお こういちろう 西尾 幸一郎	有識者(ユニバーサルデザイン)
9	宇部市本庁舎建設検討市民委員会	委員長	うちだ ふみお 内田 文雄	市民委員会 委員長

任期:令和2年7月27日から2期棟のあり方の方針を決定したときまで